



富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟管理条例

をここに制定する。

令和元年12月23日

富士市長 小長井 義 正

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟管理条例

令和元年12月23日
(
条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、富士市清掃施設設置条例（昭和41年富士市条例第22号）第3条第2項の規定に基づき、富士市新環境クリーンセンターの循環啓発棟の管理について必要な事項を定めるものとする。

(施設の構成)

第2条 循環啓発棟は、修理再生施設及び余熱利用体験施設をもって構成する。

(指定管理者による管理)

第3条 循環啓発棟の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 循環啓発棟の利用の承認及び利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関すること。
- (2) 廃棄物の再生利用事業、環境学習事業及び環境啓発事業の企画及び実施に関すること。
- (3) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他施設の管理業務に関するもののうち市長が必要と認めるもの。

(開館時間)

第4条 循環啓発棟の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 修理再生施設 午前9時から午後5時まで
- (2) 余熱利用体験施設 午前9時から午後9時まで

(休館日)

第5条 循環啓発棟の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日以外の日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(入館の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、循環啓発棟への入館を認めないものとする。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(利用の承認)

第7条 循環啓発棟のうち規則で定めるものを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により承認をする場合においては、条件を付することができる。

(利用の不承認)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 管理又は運営上支障があると認められるとき。
- (6) その他その利用が不適當と認められるとき。

(利用料金)

第9条 循環啓発棟の利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 循環啓発棟の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、規則で定める期限までに、利用料金を納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(既納の利用料金)

第11条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、

その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、承認を受けた目的以外に循環啓発棟を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(造作上の制限)

第13条 利用者は、循環啓発棟を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用の停止若しくは制限をすることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 利用の承認の条件に違反したとき。

(原状回復義務)

第15条 利用者は、循環啓発棟の利用を終了したとき、又は前条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 循環啓発棟の建物、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について、市長が定める額を賠償しなければならない。

- 2 第14条の規定に基づく利用の承認の取消し等によって利用者が被った損害について、市及び指定管理者は、賠償の責めを負わない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

別表(第9条関係)

1 余熱利用体験施設入館料

区分	金額
一般	710円

小中学生	360円
小学校就学前の子ども	無料

2 展示室等

区分	金額
展示室	1時間当たり1,540円
修理再生室	1時間当たり380円
食材再生室	1時間当たり600円
個室	1時間当たり1,100円
附属設備及び備品	品目ごとに規則で定める額



富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟管理条例

施行規則をここに制定する。

令和 2 年 6 月 5 日

富士市長 小長井 義 正

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟管理条例施行規則

令和 2 年 6 月 5 日
(
規則 第 3 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟管理条例(令和元年富士市条例第 3 3 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認の申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、別表第 1 のとおりとする。

2 別表第 1 で定める施設のうち修理再生施設を構成する施設を利用しようとする者は、富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟利用承認申請書(第 1 号様式。以下「利用申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

3 別表第 1 で定める施設のうち余熱利用体験施設を構成する施設を利用しようとする者は、循環啓発棟余熱利用体験施設利用券(第 2 号様式)の交付を受けて利用することができる。ただし、個室及び小浴場を利用する場合は、利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 第 2 項及び前項ただし書の申請書は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。

(1) 修理再生施設及び余熱利用体験施設の個室 利用日前 3 か月に当たる日の属する月の初日から利用日まで

(2) 余熱利用体験施設の小浴場 利用日前 3 か月に当たる日の属する月の初日から利用日前 2 日まで

(利用の承認)

第 3 条 指定管理者は、前条第 3 項の申請があつた場合において、利用を承認したときは、富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟利用承認書(第 3 号様式)を交付する。

(附属設備等の利用料金)

第 4 条 条例別表に規定する附属設備及び備品の規則に定める額は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(利用料金の納入)

第 5 条 条例第 9 条第 3 項の規則で定める納入期限は、利用日の当日とする。

(利用料金の減免)

第 6 条 条例第 1 0 条の規定による利用料金の減免は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟利用料金減免申請書(第 4 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、身体障害者手帳、療育手帳又は精

神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けている者が余熱利用体験施設入館料の減免を受けようとする場合は、身体障害者手帳等の提示をもって申請に代えることができる。

（既納の利用料金の還付）

第7条 条例第11条ただし書の規定により、還付することができる既納の利用料金は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったとき。 全額
- (2) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。 指定管理者が定める額

（利用の承認の取消し等の申請）

第8条 利用者が、利用の承認の取消し又は変更をしようとするときは、富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟利用承認取消（変更）申請書（第5号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（係員の立入り）

第9条 指定管理者は、管理上必要があるときは、利用中の施設に係員を立ち入らせることができる。

（利用者及び入館者の遵守事項）

第10条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認を受けないで、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (2) 承認を受けないで、ポスター、ビラ等を配布し、又は掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他指定管理者の指示すること。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

利用の承認を受けなければならない施設名	
修理再生施設	展示室 修理再生室 食材再生室
余熱利用体験施設	浴場 小浴場 大広間 個室 休憩コーナー

別表第 2（第 4 条関係）

名称	単位	金額（円）
リユース食器	個	10

別表第 3（第 6 条関係）

利用料金	区分	減免額
余熱利用体験 施設入館料	身体障害者手帳等の交付を受けている者及び当該者に現に付き添って介護をしている者（介護を必要とする者 1 人につき 1 人の介護者に限る。）が利用するとき。	半額
	上記以外で、指定管理者が特に必要と認めるとき。	指定管理者が定める額
展示室等の料 金	市が主催する行事のために利用するとき。	全額
	指定管理者が主催する行事のために利用するとき。	全額
	市民への環境学習、環境啓発を目的とした取組を行うために利用するとき。	全額
	上記以外で、指定管理者が特に必要と認めるとき。	指定管理者が定める額

第1号様式（第2条関係）

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟利用承認申請書

年 月 日

(宛先)

住 所

申請者 氏 名

電話番号

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟を利用したいので、次のとおり申請します。

利用目的	
利 用 日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利用施設	
利用人数	
備 考	

第2号様式（第2条関係）

循環啓発棟余熱利用体験施設

利 用 券

円

第3号様式（第3条関係）

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟利用承認書

第 号

年 月 日

様

印

年 月 日付けをもって申請のあった富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟の利用について、次のとおり承認します。

利用目的	
利 用 日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利用施設	
利用人数	
備 考	

第4号様式（第6条関係）

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟利用料金減免申請書

年 月 日

(宛先)

住 所

申請者 氏 名

電話番号

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟の利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的	
利 用 日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利用施設	
減免を受けよう とする理由	

第5号様式（第8条関係）

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟利用承認取消（変更）申請書

年 月 日

（宛先）

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け第 号をもって承認のあった富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟の利用について、取消し（変更）をしたいので、次のとおり申請します。

取消し（変更）の内容	
取消し（変更）の理由	